

最高裁秘書第1752号

令和6年7月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

5月30日付けで大阪高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

大阪高裁の民事抗告事件事務処理要領

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240